

事業者指導等の状況《景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)》

年 度	区 分	事 案	指導内容	件 数	事 例
平成20年度	景品	一般懸賞	口頭注意	2	・一般懸賞の取引価格を超える景品(現金や旅行)を提供
	表示	優良誤認	口頭注意	8	・脂肪注入肉を霜降り肉と表示
					・ブレンドティーパックの材料に誤って外国産を使用し、国産と表示して販売
					・塩干物の原材料を高知産と表示していたが、一部に外国産が混入
計				10	・純米酒の広告に無農薬米と表示し、一切の農薬を含まないと誤認させる内容 ・米の商品包装にコンクール受賞の表示があるも、商品の受賞でなく、ブレンドされた原料玄米の受賞であったもの ・配食業者の新聞折り込みチラシで、市から指定を受けた業者であるかのような表示
平成21年度 (平成22年1月末現在)	景品	一般懸賞	口頭注意	1	・限度額を超える景品類(旅行)を提供する旨の広告
	表示	優良誤認	口頭注意	9	・ティーパックの原材料が外国産であるにもかかわらず、国産と表示
					・店頭POP表示で飲料水の内容量の表示誤り
					・うどん、そばの原材料に使用する塩に関し、公正競争規約において「天然」と塩を直接修飾する表現ができないにもかかわらず、天然天日塩と表示
					・米の商品包材の表示で、複数品種のブレンド米であるにもかかわらず単一銘柄米であるように表示
					・疊店の折り込みチラシでの根拠のないナンバーワン表示
	・新聞折り込みチラシで、米について「JAS規格の天然有機肥料」と存在しない肥料を使用し栽培されたかのような表示				
・インターネット上のホームページや情報提供サイトで、認可外保育施設であるにもかかわらず、幼稚園であるかの表示					
計				10	

事業者指導等の状況《特定商取引法》

年度	取引形態	契約対象	取引内容等	違反事項	対応
平成20年度	訪問販売	太陽熱温水器	太陽熱温水器を設置している消費者宅を訪ね、点検後に修繕	・法定書面の不交付	・業者報告徴収 ・指示処分
		温灸器	消費者宅に電話をして訪問の了解を取り付け、温灸器の売買契約を締結	・氏名の不明示、不実の告知	・消費者聴取 ・文書指導
		エコキュート	勧誘の目的を告げずに訪問の了解を取り付け、オール電化の契約を締結	・販売目的不明示 ・書面記載不備	・口頭指導
	計	3			
平成21年度 (平成22年1 月末現在)	訪問販売	住宅リフォーム	消費者宅を訪問し、住宅の塗装工事等の契約を締結して工事代金の前払いを要求	・法定書面不備 ・法定書面不交付 ・債務履行遅延	・消費者聴取 ・業者報告徴収 ・業務停止命令
	訪問販売 (SF商法)	電気温熱健康機器	新規開店の宣伝として消費者を誘い出し、日用品を無料配布したうえで事業者が借り受けた個人宅に誘引し、商品を販売	・勧誘目的不明示 ・公衆の出入りしない場所での勧誘	・消費者聴取 ・文書指導
		電気温熱健康機器	新規開店の宣伝として消費者を誘い出し、日用品を無料配布したうえで事業者が借り受けた個人宅に誘引し、商品を販売	・勧誘目的不明示 ・公衆の出入りしない場所での勧誘	・口頭指導
	計	3			

平成22年1月19日

特定商取引法違反の訪問販売事業者に対する業務停止命令について

高知県は、訪問販売事業者である「タカラ産業有限会社」に対し、平成22年1月19日付けで、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成22年1月20日から平成22年4月19日までの3ヶ月間、訪問販売に関する業務の一部（訪問販売に関する勧誘、申込みの受付及び契約の締結）を停止するよう命じました。

認定した違反行為は、法定書面記載不備、法定書面不交付及び債務履行遅延です。

タカラ産業有限会社に対する行政処分概要

1 事業者概要

- (1) 名 称：タカラ産業有限会社
- (2) 代 表 者：取締役 山崎 晃（やまさき あきら）
- (2) 所 在 地：高知市南久万25番地1
- (3) 創 業：平成14年9月30日
- (4) 資 本 金：300万円
- (5) 取引の形態：訪問販売
- (6) 取 扱 役 務：住宅リフォーム（塗装、水回り改修、増築等）

2 取引の概要

タカラ産業有限会社は、住宅のリフォームに関する役務の提供を業として行っており、塗装、水回りの改修及び増築等の住宅のリフォームに関する役務について、消費者の自宅を訪問して、当該消費者に対し役務を提供する契約の締結について勧誘することにより、当該契約を締結していた。

3 業務停止命令の内容

平成22年1月20日から平成22年4月19日までの間（3ヶ月）、法第2条第1項第1号に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (1) 訪問販売に係る役務を有償で提供する契約の締結（以下、「役務提供契約」という。）について勧誘を行うこと。
- (2) 訪問販売に係る役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に係る役務提供契約を締結すること。

4 業務停止命令の原因となる事実

(1) 法定書面記載不備（法第5条第1項第1号）

同社は、営業所等以外の場所において、役務提供契約を締結したときに、役務の対価の支払い方法などを記載しないほか、クーリング・オフに関する事項について、記載内容に不備のある書面を交付した。

(2) 法定書面不交付（法第5条第1項第1号）

同社は、営業所等以外の場所において、役務につき役務提供契約を締結したときに、役務提供契約の内容を明らかにする書面を役務の提供を受ける者に交付しなかった。

(3) 債務履行遅延（法第7条第1号）

同社は、役務提供契約に基づく債務又は役務提供契約の解除によって生ずる債務について、全部又は一部の履行を遅延させた。

5 タカラ産業有限会社に関する相談状況（平成19年5月～平成21年10月）

・相談件数 22件

・相談状況

当事者性別 男性11件 女性10件 不明1件

当事者年代別 20歳～50歳代 4件

60歳代 6件

70歳以上 11件

不明 1件

契約金額

21万円～437万円

平均 106万円

事業者指導等の状況《JAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)》 (平成22年1月末現在)

年度	基準	指導内容	件数	区分	事例
平成20年度	品質表示	口頭指導	25	生鮮食品	<ul style="list-style-type: none"> ・生鮮野菜や鮮魚などには、名称や原産地の表示が義務づけられているが、記載がされていなかった。 ・米(精米)の様式に沿った表示がされていないものや、一部記載に誤りがあった。 ・牛肉の原産地が誤って表示されていた。
				加工食品	<ul style="list-style-type: none"> ・義務づけられている表示事項(名称、原材料名等)の項目名が記載されていなかった。 ・原料原産地表示が義務づけられている食品にも関わらず、表示がされていなかった。また、製造者等の氏名・住所の記載がなかった。 ・誤って外国産の原材料が混入したにも関わらず、国産の産地名のみ表示して販売していた。 ・年月日で表示すべき期限表示を、月日で記載していた。 ・中間流通業者が原材料名の伝達義務を怠っていた。
		指示	2	生鮮食品	<ul style="list-style-type: none"> ・米(精米)及びもち米(もち精米)の表示について実際の内容と異っていた。
		計			27
平成21年度	品質表示	口頭指導	37	生鮮食品	<ul style="list-style-type: none"> ・生鮮野菜や鮮魚などには、名称や原産地の表示が義務づけられているが、記載がされていなかった。 ・米(精米)の様式に沿った表示がされていないものや、一部記載に誤りがあった。 ・牛肉の原産地が誤って表示されていた。 ・中間流通業者が原産地の伝達義務を怠っていた。
				加工食品	<ul style="list-style-type: none"> ・原料原産地表示が義務づけられている食品にも関わらず、表示がされていなかった。 ・水産物加工品において、全国流通する原材料名は標準和名で表示しなければならないが、地方名で表示していた。 ・賞味期限の項目が一括表示内に記載されず、別途表示されていた。
		文書指導	1	加工食品	<ul style="list-style-type: none"> ・一括表示枠外に実際の原料原産地とは異なる産地を示す用語の記載をしていた。
		計			38

事業者指導等の状況《食品衛生法》

①福祉保健所における食品表示の相談件数

年度	牛乳・乳製品	食肉加工品	パン・菓子類	魚介類加工品	めん類	清涼飲料水	米飯・総菜類	野菜類	その他の食品	合計
平成20年度	4	3	8	9	1	3	4	0	15	47
平成21年度 (H22.1末現在)	1	2	7	8	0	5	4	7	25	59

②JAS法関係部局との食品表示における合同監視

年度	指導内容	施設数	件数	内容
平成20年度	口頭注意	22	120	・名称、期限、保存方法等の欠落
				・食品添加物の記載不備
				・印字不鮮明
				・保存方法の不一致
平成21年度	口頭注意	11	100	・名称、期限、保存方法等の欠落
				・製造者、食品添加物、保存方法の記載不備